

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った非開示決定は、妥当である。

### 第 2 本件処分の経過

#### 1 開示請求

異議申立人は、平成 26 年 10 月 23 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して、「一般国道 415 号の道路敷地内に所在していた民有地について法令（道路法第 4 条）で禁止されているにもかかわらず、私権を認め「換地処分」させた法令の根拠とその理由の付記にかかる文書」に関する公文書について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 処分及び異議申立て

##### （1）開示決定

実施機関は、本件開示請求に対し、「一般国道 415 号の道路敷地内に所在していた民有地について法令（道路法第 4 条）で禁止されているにもかかわらず、私権を認め「換地処分」させた法令の根拠とその理由の付記にかかる文書」を本件開示請求にかかる公文書と特定したうえで、平成 26 年 11 月 6 日付け第 80306 号で、非開示決定の処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

##### （2）本件処分及び本件異議申立て

異議申立人は、平成 26 年 11 月 12 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。異議申立人は、実施機関の依頼により平成 26 年 12 月 2 日に異議申立書を補正し、実施機関は同月 3 日付けで補正を受け付けた。

##### （3）審査会への諮問

実施機関は、平成 26 年 12 月 16 日付けで、条例第 19 条の規定により、本件異議申立てについて審査会に諮問を行った。

### 第 3 異議申立ての内容

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分に係る通知書に示された開示しない理由が誤っているので、本件処分を取り消し、請求対象公文書の開示を求めるといふものと解される。

なお、異議申立書には、換地処分の対象となった土地の真正な所有権者は国であるとし、知事に対して当該土地を国に返還する処分を求める旨の記載もある。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び意見書並びに審査会での意見聴取によれば、異議申立人は種々主張するが、本件異議申立ての理由は、上記1のとおり本件処分に係る通知書に示された開示しない理由が誤っているというものである。

異議申立人は、当該理由が誤りである根拠に、実施機関における道路法第4条及び土地区画整理法の規定の解釈の誤りを主張し、それは、「道路の敷地内に所在する民有地は道路法第4条の規定により私権の行使が禁じられているにもかかわらず、〇〇〇〇〇〇〇土地区画整理事業においてはそのような民有地について換地処分がなされているので、当該民有地について道路法第4条の規定を適用していない理由及び適用しない根拠となる法令の規定が記載された公文書の開示を求める」というものである。

## 第4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書及び審査会での意見聴取において説明する本件処分に係る理由の要旨は、次のとおりである。

当該文書は、職務上作成、取得しておらず、また保有していない。

土地区画整理事業に関する法令の解釈としては、

- (1) 道路の敷地内に所在する民有地は、道路法第4条本文の規定により私権の行使が禁じられているものの、同条ただし書の規定により所有権の移転は認められている。
- (2) 土地区画整理法において「宅地」とは公共施設の用に供されている国又は地方公共団体の所有する土地以外の土地をいう（同法第2条第6項）と定義されており、公共施設たる道路の用に供されていても、民有地であれば同法第2条第6項の「宅地」に該当する。
- (3) したがって、道路の敷地内に所在する民有地について換地処分により所有権を移転させることは、道路法及び土地区画整理法の規定に沿うものである。

と説明している。

開示請求のあった、「法令で禁止されているにもかかわらず、私権を認め『換地処分』させた法令の根拠とその理由の付記に係る文書」は、存在せず、非開示決定を行ったものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査会の所掌事務について

条例第22条第1項は当審査会の所掌事務を「第19条第1項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議する」と規定し、条例第19条第1項では「開示決定等について行政不服審査法の規定による不服申立てがあったときは（中略）実施機関は（中略）富山県情報公開審査会に諮問しなければならない」と規定している。したがって、本件諮問に係る審査会の役割は、実施機関が行った本件非開示決定処分の妥当性について調査審議することであるのは、言うまでもない。



異議申立人は、異議申立書及び意見書並びに審査会における意見聴取において種々主張するが、いずれも審査会の上記の判断を左右するものではない。

また、異議申立人は、本件処分以外の処分の違法又は不当について主張するが、審査会は、条例に基づく開示決定等以外の処分について調査審議をする立場にない。

## 5 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成26年12月16日	実施機関から諮問書を受理
平成26年12月19日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成27年 1月14日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成27年 1月28日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成27年 2月 5日	異議申立人から意見書を受理
平成27年2月23日 (第132回審査会)	諮問書、非開示理由説明書及び意見書により事案の概要を説明 審議
平成27年3月23日 (第133回審査会)	異議申立人から意見を聴取 実施機関から非開示理由等を聴取 審議
平成27年4月21日 (第134回審査会)	審議
平成27年6月 3日 (第135回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職 等	備 考
稲垣 雅 則	北日本新聞社監査役	
岩田 繁 子	富山県婦人会会長	
大石 貴 之	弁護士	会長職務代理
蟹瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	